

アンケート調査票

問 1 貴社の概要

問 1-1

貴社の企業名等について記載してください^(注)。【記述式・必須回答】

(注) 企業名については、本調査に係る御依頼の送付先企業（本調査に係る御依頼に同封されている宛名台紙に記載されている企業）の企業名を記載してください。

- ・ 本調査に係る御依頼の送付先企業の企業名：_____
- ・ 回答者名：_____
- ・ 回答者所属部署名：_____
- ・ 回答者役職名：_____
- ・ 連絡先電話番号：_____
- ・ 連絡先メールアドレス：_____

問 1-2

貴社は、特段の事業を営まない、いわゆる「純粋持株会社」に該当しますか。該当する場合、連結ベースで見た貴社の主たる事業を担う主要な子会社 1 社の企業名を記載してください。

なお、貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合、本問以降の設問については、特に指示がない限り、本問において記載した企業の状況について回答してください（純粋持株会社に該当しない場合には、貴社の状況について回答してください。）。【1つ選択・必須回答】

- ① 該当しない。
- ② 該当する（貴社の主たる事業を担う主要な子会社の企業名：_____）。

問 1-3

貴社の直近事業年度末における資本金の額、売上高の額及び全従業員数（パートタイマー等の臨時従業員を除く就業人員数）を数字（半角）で記載してください（単体ベース^(注)）。

【記述式・必須回答】

(注) 貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、純粋持株会社単体の情報ではなく、問 1-2 ②において記載した企業単体の情報を記載してください。

- ・ 資本金の額（単体ベース、単位：百万円）：_____
- ・ 売上高の額（単体ベース、単位：百万円）：_____
- ・ 全従業員数（単体ベース、単位：人）：_____

問 1-4

貴社の主たる業種について、東京証券取引所の33業種分類で該当するものを選択してください^(注)。【1つ選択・必須回答】

(注) 貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、問 1-2 ②において記載した企業の業種を選択してください。

① 水産・農林業	⑫ 製造業（鉄鋼）	⑳ 空運業
② 鉱業	⑬ 製造業（非鉄金属）	㉑ 倉庫・運輸関連業
③ 建設業	⑭ 製造業（金属製品）	㉒ 情報・通信業
④ 製造業（食料品）	⑮ 製造業（機械）	㉓ 卸売業
⑤ 製造業（繊維製品）	⑯ 製造業（電気機器）	㉔ 小売業
⑥ 製造業（パルプ・紙）	⑰ 製造業（輸送用機器）	㉕ 銀行業
⑦ 製造業（化学）	⑱ 製造業（精密機器）	㉖ 証券、商品先物取引業
⑧ 製造業（医薬品）	㉒ 製造業（その他製品）	㉗ 保険業
⑨ 製造業（石油・石炭製品）	㉓ 電気・ガス業	㉘ その他金融業
⑩ 製造業（ゴム製品）	㉔ 陸運業	㉙ 不動産業
⑪ 製造業（ガラス・土石製品）	㉕ 海運業	㉚ サービス業

問 2 総論

貴社は、各種法令違反等の未然防止、早期発見及び発見後の的確な対応（以下「未然防止・早期発見等」といいます。）に向けた体制の整備や取組の中で、独占禁止法コンプライアンスプログラム^{（注）}の整備・運用の優先順位をどのように位置付けていますか。【1つ選択・必須回答】

（注）「独占禁止法コンプライアンスプログラム」とは、企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組のことをいいます。

- ① 各種法令違反等への対応について優先順位付けを実施していない。
- ② 最も低い。
- ③ どちらかといえば低い。
- ④ どちらともいえない。
- ⑤ どちらかといえば高い。
- ⑥ 最も高い。

問 3 独占禁止法コンプライアンス全般^{（注）}

（注）「企業グループとしての一体的な取組等」については問 7 において質問します。

問 3－1 経営トップのコミットメントとイニシアティブ

問 3－1－1

貴社の経営トップ（「代表取締役社長」や「代表取締役CEO」等、貴社の経営全般に関して最終的な意思決定権限及び責任を有する者を指します。以下同じ。）は、貴社の役職員に独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信していますか。【複数選択可・必須回答】

- ① 特に何も発信していない。【→問 3－2 へ】
- ② コンプライアンス全般に関して、重要性を呼び掛ける抽象的なメッセージを発信している。
- ③ コンプライアンス全般に関して、「コンプライアンス違反による利益は1円たりとも要らない。」等、違反行為に関与しようとする役職員の動機を否定するような具体的な

メッセージを発信している。

- ④ 独占禁止法に関して、重要性を呼び掛ける抽象的なメッセージを発信している。
- ⑤ 独占禁止法に関して、「独占禁止法違反行為による利益は1円たりとも要らない。」等、違反行為に関与しようとする役職員の動機を否定するような具体的なメッセージを発信している。

問3-1-2

問3-1-1で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社の経営トップは、貴社の役職員に対し、どのような方法でメッセージを周知していますか。【1つ選択・必須回答】

- ① 文字情報で周知している^(注)。

(注) 社内イントラネットの役職員が容易にアクセスできる場所への掲示や社内メールの配信のほか、行動規範、コンプライアンスマニュアル、社内報及びカード等の配布物への掲載・配布等を含みます。

- ② 社内研修や各種集会・会議・会合等の場において口頭で周知している^(注)。

(注) e-LearningやWeb会議において直接発言する場合のほか、事前に収録したビデオメッセージを配信・放映する場合等を含みます。

- ③ 文字情報と口頭の両方で周知している。

問3-2 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応

貴社は、貴社における独占禁止法違反リスク（貴社が独占禁止法に違反するリスクのことをいいます。以下同じ。）について、独占禁止法違反行為の類型や貴社の取扱製品・拠点・部門ごとに分けて評価する取組を実施していますか。実施している場合には、その方法について具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（実施方法：_____）。

【記載例】

・アンケートやヒアリングにより現場の実態を把握した上で、その結果に基づき、リスク評価の所管部署が独占禁止法違反行為の類型や取扱製品・拠点・部門ごとの独占禁止法違反リスクの発生可能性や影響度を数値化して独占禁止法違反リスクの重要性を評価し、対応方針を検討・決定している。

問3-3 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用

問3-3-1

貴社は、独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続を定めた社内規程・マニュアル等^(注)を策定・作成していますか。策定・作成している場合には、策定・作成時期（年月）を西暦で記載してください。

なお、具体的な策定・作成時期（年月）が特定できない場合には、大体の時期を記載してください。また、策定・作成時期（年月）が不明な場合には「不明」と記載してください。【複数選択可・必須回答】

(注) 独占禁止法コンプライアンスに特化した社内規程・マニュアル等だけでなく、コンプライアンス全般に関する社内規程・マニュアル等の中に独占禁止法コンプライアンスに関する事項が記載されている場合を含みます。

- ① 特に何も策定・作成していない。【→問3-4へ】
- ② 行動規範^(注)を策定している（策定期限（年月）：_____）。
- （注）「行動規範」とは、企業の理念や価値観を実現するために日々の事業活動において個々の役職員が採るべき倫理的な行動や態度を具体的かつ明確に示した指針のことをいいます。
- ③ 独占禁止法コンプライアンス基本規程^(注)を策定している（策定期限（年月）：_____）。
- （注）「独占禁止法コンプライアンス基本規程」とは、独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に関する事項を包括的に定めた社内規程のことをいいます。
- ④ 独占禁止法コンプライアンスマニュアル^(注)を作成している（作成時期（年月）：_____）。
- （注）「独占禁止法コンプライアンスマニュアル」とは、独占禁止法に関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したガイドブックのことをいいます。

問3-3-2

問3-3-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、問3-3-1で選択した社内規程・マニュアル等について役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具体的に記載してください。【複数選択可・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 特に何も実施していない。
- ② 行動規範について実施している（周知方法：_____）。
- ③ 独占禁止法コンプライアンス基本規程について実施している（周知方法：_____）。
- ④ 独占禁止法コンプライアンスマニュアルについて実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・独占禁止法の遵守について明記した行動規範をカードにして全役職員に配布し、常時携帯させている。
- ・独占禁止法コンプライアンスマニュアルを役職員全員が保有する業務用の携帯端末に掲載し、常時閲覧可能な状態にしたところ、営業担当者がマニュアルを参照しながら日々の業務に取り組むようになった。
- ・独占禁止法コンプライアンスマニュアルを研修教材としても活用している。

問3-4 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分

問3-4-1

貴社は、独占禁止法コンプライアンスに関する組織体制^(注)として、どのような組織体制を整備していますか。【複数選択可・必須回答】

（注）独占禁止法コンプライアンスに特化した組織体制だけでなく、コンプライアンス全般に関する事項を所管する組織体制が独占禁止法コンプライアンスに関する事項を所管している場合における当該組織体制を含みます。

- ① 特に何も整備していない。
- ② コンプライアンス担当役員を選任している。
- ③ コンプライアンス委員会を設置している。
- ④ 事業部門外に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者を設置している。
- ⑤ 事業部門外に④から独立した独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設

置している。

- ⑥ 事業部門内に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者を設置している。
- ⑦ 事業部門内に⑥から独立した独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置している。
- ⑧ 内部監査部門又は担当者を設置している。
- ⑨ その他（具体的に記載してください：_____）

問 3－4－2

貴社の社外取締役・社外監査役は、貴社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用にどのように関与していますか。【複数選択可・必須回答】

- ① 社外取締役及び社外監査役はいない。
- ② 全く関与していない。
- ③ 取締役会やコンプライアンス委員会等の会議体において自社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況について発言している。
- ④ ③の会議体での発言以外の方法で、自社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況についてコンプライアンス所管部署や内部監査部門等に報告を求めている。
- ⑤ 役職員が独占禁止法違反行為を見聞きした際の内部通報先の1つになっている。
- ⑥ 社内で独占禁止法違反の疑いが生じた際の報告ルートに含まれている。
- ⑦ その他（具体的に記載してください：_____）

問 4 違反行為を未然に防止するための具体的な施策

問 4－1 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用

問 4－1－1

貴社は、競争事業者との接触に関する社内ルール^{（注）}を策定していますか。策定している場合、策定期（年月）を西暦で記載してください（問 3－3－1 でお尋ねした社内規程・マニュアル等の中に当該ルールが記載されている場合には、選択肢②を選択してください。）。

なお、具体的な策定期（年月）が特定できない場合には、大体の時期を記載してください。また、策定期（年月）が不明な場合には「不明」と記載してください。【1つ選択・必須回答】

（注）競争事業者との接触を禁止したり、競争事業者との接触に関して申請・承認・報告等を求めたりするなど、競争事業者との接触に関する独占禁止法違反リスクを管理するための社内ルールを指します。

- ① 策定していない。【→問 4－2へ】
- ② 策定している（策定期（年月）：_____）。

問 4－1－2

問 4－1－1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、競争事業者との接触に関してどのようなルールを策定していますか。【複数選

択可・必須回答】

- ① 競争事業者との接触を原則として禁止している。
- ② 競争事業者との接触前に所属部門の上司や上長に事前に申請し承認を得る。
- ③ 競争事業者との接触前にコンプライアンス所管部署に事前に申請し承認を得る。
- ④ 競争事業者との接触前に独占禁止法に抵触する可能性がある行為を行わないことを宣誓する。
- ⑤ 競争事業者との接触時に独占禁止法上問題となり得る場面に遭遇した場合には、抗議して退席するなどの適切な措置を採る。
- ⑥ 競争事業者との接触後に接触時の状況等について議事録やメモを作成する。
- ⑦ 競争事業者との接触後に接触時の状況等を所属部門の上司や上長に報告する。
- ⑧ 競争事業者との接触後に接触時の状況等をコンプライアンス所管部署に報告する。
- ⑨ 競争事業者との接触に係る証拠・証跡（書面・メール・議事録・メモ等）を適切に保管する（保管期間及び保管方法に関するルールを含む。）。
- ⑩ その他（具体的に記載してください：_____）

問4-1-3

問4-1-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、競争事業者との接触に関する社内ルールについて役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・競争事業者との接触ルールの遵守について、経営トップがメッセージを発信している。
- ・競争事業者との接触ルールについて行動規範や独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記している。
- ・競争事業者との接触ルールについて社内研修で説明している。

問4-2 独占禁止法に関する社内研修の実施

問4-2-1

貴社は、直近事業年度において、独占禁止法をテーマとした社内研修^{（注）}を実施しましたか。【1つ選択・必須回答】

（注）「独占禁止法をテーマとした社内研修」には、貴社の役職員が研修講師を担当した研修のほか、外部の団体・組織・個人等に研修講師を委託した場合の当該研修を含みます。また、他のコンプライアンスに関するテーマと併せて研修を実施する場合の当該研修を含みます。以下同じ。

- ① 実施していない。【→問4-2-3へ】
- ② 対面による研修を実施した。
- ③ オンライン（e-LearningやWeb会議等。以下同じ。）による研修を実施した。
- ④ 対面による研修とオンラインによる研修の両方を実施した。

問 4-2-2

問 4-2-1 で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社の直近事業年度における独占禁止法をテーマとした社内研修の内容・形式について、該当する選択肢を選択してください。【複数選択可・必須回答】

- ① 独占禁止法に関する一般的な知識を講義形式で説明している。
- ② 研修の対象部門の事業活動や独占禁止法違反リスクに応じて独占禁止法上留意すべき事項を説明している。
- ③ 自社又は競争事業者の独占禁止法違反事件を題材としたドラマを作成するなど、独占禁止法違反行為に関与した場合に生じる不利益等をストーリー仕立てで説明している。
- ④ ディスカッション形式やロールプレイング形式等、受講者による主体的な関与が必要となる形式を取り入れている。
- ⑤ その他（具体的に記載してください：_____）

問 4-2-3

貴社は、回答欄の役職・階級・部門等の役職員に対し、独占禁止法をテーマとした社内研修をどのくらいの頻度で実施していますか。以下の各役職・階級・部門等について、該当する選択肢を選択してください。【1つ選択・必須回答】

役職・階級・ 部門等	実施 していない	不定期に 実施	四半期に 1 回程度	半年に 1 回程度	1 年に 1 回程度	2～3 年に 1 回程度	4～5 年に 1 回程度
経営トップ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
経営トップ以 外の経営陣 ^(注)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
部長級以上の 管理職	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
新入社員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
営業部門の 従業員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕入・調達部 門の従業員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(注) 会社法上の役員に該当しない執行役員等を含みます。以下同じ。

問 4-2-4

貴社では、過去3年間（令和3年度～令和5年度）を通じ、概ね何パーセントの役職員が独占禁止法をテーマとした社内研修を受講しましたか。以下の各役職・階級・部門等に該当する役職員のうち、過去3年間に独占禁止法をテーマとした社内研修を最低1回でも

受講した経験がある役職員の割合を選択してください（詳細なパーセンテージが不明な場合には概算で構いません。）。**【1つ選択・必須回答】**

役職・階級・ 部門等	0 % (注)	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
経営トップ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
経営トップ以 外の経営陣	☐	☐	☐	☐	☐	☐
部長級以上の 管理職	☐	☐	☐	☐	☐	☐
新入社員	☐	☐	☐	☐	☐	☐
営業部門の 従業員	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕入・調達部 門の従業員	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(注) 過去3年間を通じて独占禁止法をテーマとした社内研修を実施していない場合を含みます。

問4-2-5

貴社は、独占禁止法コンプライアンスについて、役職員の理解度を確認するためのテストを実施していますか。**【1つ選択・必須回答】**

- ① 実施していない。
- ② 社内研修の前に実施している。
- ③ 社内研修の後に実施している。
- ④ 社内研修の前と後の両方で実施している。

問4-3 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用

問4-3-1

貴社は、役職員が自身の行為が独占禁止法違反行為に該当する可能性があるかどうかについて相談することができる相談窓口を社内に設置していますか。**【1つ選択・必須回答】**

- ① 設置していない。**【→問4-4へ】**
- ② 事業部門外（法務・コンプライアンス部門等）にのみ設置している。
- ③ 事業部門内にのみ設置している。
- ④ 事業部門外及び事業部門内の両方に設置している。

問4-3-2

問4-3-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法に関する相談を受け付けていることや相談窓口の利用方法等について役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・独占禁止法に関する悩みや懸念があれば気兼ねなく社内の相談窓口相談するよう、経営トップがメッセージを発信している。
- ・独占禁止法に関する相談を受け付けていることや相談窓口の利用方法等を行動規範や独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記している。
- ・独占禁止法に関する相談を受け付けていることや相談窓口の利用方法等を社内研修で説明している。

問4-3-3

問4-3-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、年間で何件ぐらい独占禁止法に関する社内相談が寄せられていますか。過去3年間（令和3年度～令和5年度）における状況を念頭に置いて、年間の独占禁止法に関する社内相談の受付件数^{（注）}を数字（半角）で回答してください。

なお、当該期間を通じて独占禁止法に関する社内相談がなかった場合には「0」と記載してください。【記述式・必須回答】

（注）「独占禁止法に関する社内相談の受付件数」とは、貴社の社内の相談窓口に対して寄せられた独占禁止法に関する相談の受付件数を指すものとします。なお、正式な相談窓口を経由せずに寄せられた相談にも口頭やメール等で随時対応している場合等、全ての社内相談の受付件数を正確に把握できない場合には、概算の件数でも構いません（過去3年間（令和3年度～令和5年度）における独占禁止法に関する社内相談の受付件数を正確に把握できる場合には、過去3年間の平均受付件数を記載してください。）。

- ① 独占禁止法に関する社内相談の受付件数：年間約____件
- ② 当該期間に相談窓口が設置されていなかった。

問4-4 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

問4-4-1

貴社の役職員は、独占禁止法違反行為に関して、懲戒処分その他の不利益処分（以下単に「処分」といいます。）の対象になり得ますか。【1つ選択・必須回答】

- ① いかなる役職員も処分の対象になることはない。【→問4-4-4へ】
- ② 処分の対象になり得る。

問4-4-2

問4-4-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社において、回答欄の役職・階級等の役職員は、独占禁止法違反行為に関して、処分の対象になり得ますか。以下の各役職・階級等の役職員について、該当する選択肢を選択してください。【1つ選択・必須回答】

役職・階級等	処分の対象には ならない	社内規程に独占禁止 法違反を理由として 処分の対象になる旨 が明記されている	社内規程に明記され ていないが、処分の 対象になり得る（注1）
経営トップ	○	○	○
経営トップ以外の経営陣	○	○	○
独占禁止法違反行為に関与した者	○	○	○
独占禁止法違反行為に関与した者の業務に管理監督責任を負う者（以下「上司」といいます。）	○	○	○
独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等に向けた取組を不当に怠った者（注2）	○	○	○
独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等に向けた取組を不当に怠った者の上司	○	○	○

（注1）法令違反や信用失墜等の一般的な処分手由を適用する場合を含みます。

（注2）例えば、競争事業者との接触に係る事前申請や社内研修の受講を繰り返し怠った者や、自身の周囲で独占禁止法違反行為が行われていることを知りながら上司や然るべき部署への報告・相談を怠った者等を指します。

問4-4-3

問4-4-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法違反行為への関与や独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等に向けた取組を不当に怠ることが処分の対象になることを役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

① 実施していない。

② 実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・独占禁止法違反行為への関与に対しては厳正に対処する旨、経営トップがメッセージを発信している。
- ・独占禁止法違反行為への関与等が処分の対象になることを行動規範や独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記している。
- ・独占禁止法違反行為への関与等が処分の対象になることを社内研修で説明している。

問 4－4－4

貴社は、独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度^(注)を導入していますか。【複数選択可・必須回答】

(注) 本問では、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分^(注)の減軽又は免除の事由として考慮する、いわゆる「社内リニエンシー制度」は除きます。

- ① 独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力が役職員の利益になることはない。
- ② 独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための優れた取組をした役職員又は部門を表彰することとしている。
- ③ 独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための優れた取組をした役職員に対して金銭的な報酬を与えることとしている。
- ④ 独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力度合いを人事評価(昇格・昇級・昇給)の際に考慮することとしている。
- ⑤ その他(具体的に記載してください: _____)

問 5 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策

問 5－1 独占禁止法に関する監査の実施

問 5－1－1

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査^(注)を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(注) 「独占禁止法をテーマとした監査」には、貴社が主催した監査のほか、外部の団体・組織・個人等に監査の実施を委託した場合の当該監査を含みます。また、他のコンプライアンスに関するテーマと併せて監査を実施する場合の当該監査を含みます。

- ① 実施していない。【→問 5－2へ】
- ② 不定期に実施している。
- ③ 定期的に実施している(四半期に1回程度、又は、それよりも多い頻度)。
- ④ 定期的に実施している(半年に1回程度)。
- ⑤ 定期的に実施している(1年に1回程度)。
- ⑥ 定期的に実施している(2～3年に1回程度)。
- ⑦ 定期的に実施している(4～5年に1回程度)。
- ⑧ その他(具体的に記載してください: _____)

問 5－1－2

問 5－1－1 で選択肢②ないし⑧のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査において、どのような手続を実施していますか。【複数選択可・必須回答】

- ① 競争事業者との合意書等や競争事業者との打合せに係る議事録等の書面の閲読
- ② 競争事業者との接触に関する申請・承認・報告等の証拠の確認
- ③ 旅費交通費・交際費等に関する請求書・領収書等の証拠の確認

- ④ メール・チャット・SNS等の履歴のキーワード検索
- ⑤ 役職員向けのアンケート・ヒアリング
- ⑥ 旅費交通費・交際費等の支出状況や営業利益率の変化、公共入札における落札率等に係るデータ分析
- ⑦ その他（具体的に記載してください：_____）

問5-1-3

問5-1-1で選択肢②ないし⑧のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査の実施に当たり、AIを利用していますか。利用している場合には、その利用方法及び利用によるメリット・デメリットについて、具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答】

- ① 利用していない。
- ② 利用している（利用方法：____、メリット：____、デメリット：____）。

【記載例】

利用方法：メール等のチェックの際に、AIを利用して関連性が高いメール等を事前に絞り込み、関連性が高いメール等のみを人の目で確認している。

メリット：従前は人の目でメール等をチェックしていたが、AIの利用によりチェックに掛かる時間が大幅に削減され、監査担当部門の負担が軽減されることで、結果的に監査の精度が高まった。

デメリット：AIが本当に関連性が高いメール等のみを絞り込めているか（見落としが無い）不安がある。

問5-2 内部通報制度の整備・運用

問5-2-1

貴社は、独占禁止法違反行為に関する役職員による内部通報（独占禁止法違反行為に関与した役職員からの自主的な申告を含みます。）を受け付ける内部通報窓口を設置していますか。【1つ選択・必須回答】

- ① 設置していない。【→問5-3へ】
- ② 社外（弁護士事務所等）にのみ設置している。
- ③ 社内にのみ設置している。
- ④ 社外及び社内の両者に設置している。

問5-2-2

問5-2-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法違反行為に関する情報について内部通報窓口の利用が可能であることやその利用方法等を役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・内部通報制度を活用して声を上げることの重要性や、声を上げたことについて不利益を被ることは無いこと、通報に関する秘密を厳守すること等について、経営者がメッセージを発信して周知している。
- ・独占禁止法に関する内部通報を受け付けていることや通報窓口の利用方法等を行動規範や独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記している。
- ・独占禁止法に関する内部通報を受け付けていることや通報窓口の利用方法等を社内研修で説明している。

問5-2-3

問5-2-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、年間で何件ぐらい独占禁止法に関する内部通報が寄せられていますか。過去3年間（令和3年度～令和5年度）における状況を念頭に置いて、年間の独占禁止法に関する内部通報の受付件数^{（注）}を数字（半角）で回答してください。

なお、当該期間を通じて独占禁止法に関する内部通報がなかった場合には「0」と記載してください。【記述式・必須回答】

（注）「独占禁止法に関する内部通報の受付件数」とは、貴社の社内又は社外の内部通報窓口に対してなされた独占禁止法に関する内部通報の受付件数を指すものとします。なお、独占禁止法に関する内部通報の受付件数を正確に把握できない場合には、概算の件数でも構いません（過去3年間（令和3年度～令和5年度）における独占禁止法に関する内部通報の受付件数を正確に把握できる場合には、過去3年間の平均受付件数を記載してください。）。

- ① 独占禁止法に関する内部通報の受付件数：年間約____件
- ② 当該期間に内部通報窓口が設置されていなかった。

問5-3 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入

問5-3-1

貴社は、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分の減軽又は免除の事由として考慮する（以下このような考慮をする仕組み・取組のことを「社内リニエンシー制度」といいます。）ことをしていますか。【1つ選択・必須回答】

- ① 考慮しないこととしている。【→問5-4へ】
- ② 社内規程に明記していないが、考慮することとしている。
- ③ 独占禁止法違反行為について考慮することを社内規程に明記していないが、不正行為等全般について考慮することを社内規程に明記しており、独占禁止法違反行為もその対象に含まれている。
- ④ 独占禁止法違反行為について考慮することを社内規程に明記している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください：_____）

問5-3-2

問5-3-1で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、懲戒処分の減軽又は免除が認められることやその可能性があることを役職員に周知する取組を実施していますか。実施している場合、周知方法について具

体的に記載してください。【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（周知方法：_____）。

【記載例】

- ・社内リニエンシー制度を活用して独占禁止法違反行為への関与を早期に申告することの重要性について、経営トップがメッセージを発信している。
- ・社内リニエンシー制度について、行動規範や独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記している。
- ・社内リニエンシー制度について、社内研修で説明している。

問5-3-3

問5-3-1で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、過去3年間（令和3年度～令和5年度）に、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした事実が懲戒処分の減軽又は免除の事由として考慮される状況下において、貴社の役職員から独占禁止法違反行為に関与した旨の自主的な申告がなされたことはありましたか。【1つ選択・必須回答】

- ① なかった。
- ② あった。

問5-4 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応

問5-4-1

貴社は、監査や内部通報（独占禁止法違反行為への関与に関する自主的な申告を含みます。）等により貴社の社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合における体制や対応方針・手続等について定めた社内規程・マニュアル等（以下「有事対応マニュアル」といいます。）^{（注）}を策定していますか。策定している場合には、策定期（年月）を西暦で記載してください。

なお、具体的な策定期（年月）が特定できない場合には、大体の時期を記載してください。また、策定期（年月）が不明な場合には「不明」と記載してください。【1つ選択・必須回答】

（注）独占禁止法違反に特化した社内規程・マニュアル等だけでなく、不正行為等全般に関する社内規程・マニュアル等の中に独占禁止法違反に関する事項が記載されている場合や不正行為等全般に関する社内規程・マニュアル等が独占禁止法違反にも適用される場合を含みます。また、問3-3-1でお尋ねした社内規程・マニュアル等や監査の実施に係る規程・内部通報規程等において、社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合における体制や対応方針・手続等が定められている場合には、選択肢②を選択してください。

- ① 策定していない。【→問6へ】
- ② 策定している（策定期（年月）：_____）。

問5-4-2

問5-4-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社の社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合、貴社の有事対応マニュアルではどのような対応を行うことになっていますか。【複数選択可・必須回答】

- ① 経営トップ（当該独占禁止法違反について経営トップの関与が疑われる場合には経営

トップ以外の最終意思決定権者)に報告し、対応方針について同人の指示を仰ぐ。

- ② 社内調査等の有事対応の実施に係る体制(例:社内調査委員会等)を構築する。
- ③ あらかじめリストアップされている特定の弁護士等の外部専門家に相談する。
- ④ 証拠の破棄・隠匿・改ざん等を行わず、調査に協力するよう役職員に周知する。
- ⑤ 当該独占禁止法違反に係る事実関係について社内調査を実施する。
- ⑥ 当該独占禁止法違反に係る事実関係以外の類似事案について社内調査を実施する。
- ⑦ 課徴金減免制度及び調査協力減算制度の利用を検討する。
- ⑧ 社内で独占禁止法違反行為が確認された場合には、当該独占禁止法違反行為が発生した原因を徹底的に分析する。
- ⑨ 社内で独占禁止法違反行為が確認された場合には、二度と社内で独占禁止法違反行為が発生しないよう、再発防止策を策定・実行する。
- ⑩ その他(具体的に記載してください:_____)

問6 プログラムの定期的な評価とアップデート

問6-1

貴社は、貴社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を定期的に評価し、是正・改善すべき点が確認された場合には、プログラムをアップデートしていますか。【1つ選択・必須回答】

- ① 評価・アップデートしていない。
- ② 不定期に評価・アップデートしている。
- ③ 定期的に評価・アップデートしている(1年に1回程度又はそれよりも多い頻度)。
- ④ 定期的に評価・アップデートしている(2~3年に1回程度)。
- ⑤ 定期的に評価・アップデートしている(4~5年に1回程度)。
- ⑥ その他(具体的に記載してください:_____)

問6-2

貴社は、自社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識・行動の改善度合いを測定する取組を実施していますか。実施している場合には、役職員の意識・行動の改善度合いについて、具体的な事例や指標を挙げて記載してください。【1つ選択・必須回答(記述式回答欄については自由記載)】

- ① 実施していない。
- ② 実施している(役職員の意識・行動の改善度合い:_____)。

【記載例】

・年に1回、全役職員を対象としたコンプライアンスアンケートを実施しており、行動規範の独占禁止法に関する項目の理解度が〇年前と比べて〇パーセント向上した。

問7 企業グループとしての一体的な取組等

問7-1

貴社は、国内の連結子会社や持分法適用会社（非連結子会社及び関連会社を指します。以下同じ。）、業務委託先、取引先（調達先等を含みます。以下同じ。）による独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。これらの各区分に該当する会社の存否について下表1行目の回答欄にチェックを入れた上で、下表2行目以降の各項目について、各区分に該当する会社について実施している場合には、回答欄にチェックを入れてください（各区分に該当する会社が存在しない、又は、全ての区分について実施していない場合には、「全てについて該当なし」にチェックを入れてください。）（注）。【複数選択可・必須回答】

（注）貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、貴社から見た貴社グループ全体の状況について回答してください。また、国内の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先の各区分について、それぞれの区分に該当する会社の全部について取組を実施していない場合であっても、当該会社における独占禁止法違反リスクが貴社の独占禁止法違反リスクにもなり得る会社について取組を実施していると考えられる場合には、回答欄にチェックを入れてください。

項目	全てについて 該当なし	国内 連結 子会社	国内 持分法 適用会社	国内 業務 委託先	国内 取引先
各区分に該当する会社の存否（該当する会社が1社でも存在すればチェックを入れてください。）	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの経営トップによる独占禁止法に関するメッセージの発信	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法違反リスク評価の実施（リスクへの対応方針の検討・決定を含みます。）	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの行動規範の遵守の要求	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの独占禁止法コンプライアンス基本規程の適用	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの独占禁止法コンプライアンスマニュアルの配布	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法をテーマとした研修の実施	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの相談窓口における独占禁止法に関する相談の受付	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法違反への対応方針（損害賠償請求や契約解除等）の明確化	☐	☐	☐	☐	☐

独占禁止法をテーマとした監査の実施	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの内部通報窓口における独占禁止法に関する通報の受付	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法に関する情報共有（社内で独占禁止法違反行為が発生した際の報告の要求を含みます。）	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法コンプライアンスプログラムの定期的な評価	☐	☐	☐	☐	☐
M&Aや新規取引の際の独占禁止法に関するデューディリジェンスの実施	☐	☐	☐	☐	☐

問 7－2

貴社は、海外の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先による独占禁止法又は外国競争法（以下両者を総称して「競争法」といいます。）違反行為の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。これらの各区分に該当する会社の存否について下表 1 行目の回答欄にチェックを入れた上で、下表 2 行目以降の各項目について、各区分に該当する会社について実施している場合には、回答欄にチェックを入れてください（各区分に該当する会社が存在しない、又は、全ての区分について実施していない場合には、「全てについて該当なし」にチェックを入れてください。）^{（注）}。【複数選択可・必須回答】

（注）貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、貴社から見た貴社グループ全体の状況について回答してください。また、海外の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先の各区分について、それぞれの区分に該当する会社の全部について取組を実施していない場合であっても、当該会社における競争法違反リスクが貴社の競争法違反リスクにもなり得る会社について取組を実施していると考えられる場合には、回答欄にチェックを入れてください。

項目	全てについて 該当なし	海外 連結 子会社	海外 持分法 適用会社	海外 業務 委託先	海外 取引先
各区分に該当する会社の存否（該当する会社が 1 社でも存在すればチェックを入れてください。）	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの経営トップによる競争法に関するメッセージの発信	☐	☐	☐	☐	☐
競争法違反リスク評価の実施（リスクへの対応方針の検討・決定を含みます。）	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの行動規範の遵守の要求	☐	☐	☐	☐	☐

貴社又は貴社グループの競争法コンプライアンス基本規程の適用	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの競争法コンプライアンスマニュアルの配布	☐	☐	☐	☐	☐
競争法をテーマとした研修の実施	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの相談窓口における競争法に関する相談の受付	☐	☐	☐	☐	☐
競争法違反への対応方針（損害賠償請求や契約解除等）の明確化	☐	☐	☐	☐	☐
競争法をテーマとした監査の実施	☐	☐	☐	☐	☐
貴社又は貴社グループの内部通報窓口における競争法に関する通報の受付	☐	☐	☐	☐	☐
競争法に関する情報共有（社内で競争法違反行為が発生した際の報告の要求を含みます。）	☐	☐	☐	☐	☐
競争法コンプライアンスプログラムの定期的な評価	☐	☐	☐	☐	☐
M&Aや新規取引の際の競争法に関するデューディリジェンスの実施	☐	☐	☐	☐	☐

問 8 独占禁止法コンプライアンスガイド

問 8－1

公正取引委員会では、企業等における独占禁止法コンプライアンスの取組を支援する観点から、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」（以下「独占禁止法コンプライアンスガイド」といいます。）を令和 5 年12月21日に公表しました。

URL：<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>

本調査票の回答者の方にお尋ねします。あなたは、この独占禁止法コンプライアンスガイドについて、本調査票による調査の実施前から知っていましたか。【1つ選択・必須回答】

- ① 知らなかった。【→問 8－4 へ】
- ② 知っていた。

問 8－2

問 8－1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

本調査票の回答者の方にお尋ねします。あなたは、独占禁止法コンプライアンスガイドについてどこで知りましたか。【複数選択可・必須回答】

- ① 公正取引委員会のウェブサイト
- ② FacebookやX（旧Twitter）等のSNS
- ③ 新聞やインターネット上のニュースコンテンツによる報道
- ④ 法律専門雑誌等の記事・論文
- ⑤ 経済団体や事業者団体からの情報提供（メーリングリストやニュースレター等を含む。）
- ⑥ 弁護士等の外部専門家からの情報提供（メーリングリストやニュースレター等を含む。）
- ⑦ 公正取引委員会の職員が登壇するセミナー
- ⑧ 公正取引委員会の職員以外の講師（弁護士等）が登壇するセミナー
- ⑨ 独占禁止法違反事件に係る排除措置命令等の執行説明会
- ⑩ その他（具体的に記載してください：_____）

問 8－3

問 8－1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

独占禁止法コンプライアンスガイドは、貴社における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の推進に役立ちましたか。なお、回答に当たっては、「役に立った」又は「役に立たなかった」理由について、独占禁止法コンプライアンスガイドの中のどの部分が「役に立った」又は「役に立たなかった」という点を踏まえ、具体的に記載してください。

【1つ選択・必須回答（記述式回答欄については自由記載）】

- ① 役に立たなかった（役に立たなかった理由：_____）。
- ② 役に立った（役に立った理由：_____）。

【記載例】

役に立たなかった理由：既に自社において網羅的な取組ができていたため、あまり参考にならなかった。
役に立った理由：「チェックポイント」により自社の取組の充実度を簡易的に測定・評価することができた。

問 8－4

独占禁止法コンプライアンスガイドでは、本調査票でもお尋ねした合計14個の項目について紹介しているところ、貴社は、貴社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識の向上や行動の改善を図る上で、下表の各項目の中で、どの項目を重視していますか。下表の各項目の中から、重視している順に第1位から第5位まで5つの項目を選択してください。なお、選択した項目について、貴社や貴社の属する業種・業界の実情等に応じて特に工夫している点や、そのような工夫により貴社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識・行動に良い影響・変化が生じた事例（IT技術・デバイスを効果的に

活用している事例を含みます。)があれば、具体的に記載してください(各項目の詳細な内容については、独占禁止法コンプライアンスガイドを御参照ください。)。【5つ選択・必須回答】

項目	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
経営トップのコミットメントとイニシアティブ	☐	☐	☐	☐	☐
自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	☐	☐	☐	☐	☐
組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	☐	☐	☐	☐	☐
企業グループとしての一体的な取組	☐	☐	☐	☐	☐
競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法に関する社内研修の実施	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法に関する監査の実施	☐	☐	☐	☐	☐
内部通報制度の整備・運用	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入	☐	☐	☐	☐	☐
独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	☐	☐	☐	☐	☐
プログラムの定期的な評価とアップデート	☐	☐	☐	☐	☐

【記述式回答欄（自由記載）】

- ・第1位：特に工夫している点や役職員の意識・行動に良い影響・変化が生じた事例

【記載例については別紙 1 参照】

- ・ 第 2 位：特に工夫している点や役職員の意識・行動に良い影響・変化が生じた事例

【記載例については別紙 1 参照】

- ・ 第 3 位：特に工夫している点や役職員の意識・行動に良い影響・変化が生じた事例

【記載例については別紙 1 参照】

- ・ 第 4 位：特に工夫している点や役職員の意識・行動に良い影響・変化が生じた事例

【記載例については別紙 1 参照】

- ・ 第 5 位：特に工夫している点や役職員の意識・行動に良い影響・変化が生じた事例

【記載例については別紙 1 参照】

問 8－5

問 8－4 の各項目について、貴社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識の向上や行動の改善を図る上で、貴社として課題・障壁に直面している項目や、コンプライアンス所管部署の担当者として悩みを抱えている項目はありますか。もしあれば、下表の各項目について、課題・障壁や悩みが大きい順に最大で第 5 位まで選択した上で、貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等（これらを克服するために何らかの取組や見直しを行っている事例があれば当該事例を含みます。）の具体的な内容について記載してください。【最大 5 つ選択・任意回答】

項目	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
経営トップのコミットメントとイニシアティブ	○	○	○	○	○
自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	○	○	○	○	○
独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	○	○	○	○	○
組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	○	○	○	○	○
企業グループとしての一体的な取組	○	○	○	○	○

競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用	○	○	○	○	○
独占禁止法に関する社内研修の実施	○	○	○	○	○
独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	○	○	○	○	○
独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	○	○	○	○	○
独占禁止法に関する監査の実施	○	○	○	○	○
内部通報制度の整備・運用	○	○	○	○	○
独占禁止法に関する社内リネンシー制度の導入	○	○	○	○	○
独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	○	○	○	○	○
プログラムの定期的な評価とアップデート	○	○	○	○	○

【記述式回答欄（自由記載）】

- ・第1位：貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等

【記載例については別紙2参照】

- ・第2位：貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等

【記載例については別紙2参照】

- ・第3位：貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等

【記載例については別紙2参照】

- ・第4位：貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等

【記載例については別紙2参照】

- ・第5位：貴社における課題・障壁やコンプライアンス所管部署の担当者としての悩み等

【記載例については別紙2参照】

問9 その他

問9－1

近年、競争事業者の価格の調査や自社商品・サービスの価格設定にアルゴリズム^(注)が活用されるようになってきていることに伴い、カルテルの合意や実施がより容易になったり、新たな形態の協調的行為が出現したりすることも考えられます。このようなアルゴリズムによる独占禁止法違反行為について、貴社は、未然防止・早期発見等の観点から、何らかの取組を実施していますか。実施している場合、取組の内容について具体的に記載してください（このようなアルゴリズムを社内で利用していない、又は、利用しているか分からない場合であっても、このようなアルゴリズムの利用に関する競争法上のリスクについて社内で議論していたり、利用に当たっての注意点等を社内で周知していたりする場合には、選択肢②を選択した上で、その具体的な内容について記載してください。）。【1つ選択・必須回答】

(注) 本問において、「アルゴリズム」とは、入力を入力に変換する一連の計算手順のことをいいます。

- ① 実施していない。
- ② 実施している（取組の具体的な内容：_____）。

【記載例】

- ・ 価格調査や価格設定に関するアルゴリズムによるカルテルのリスクについて、独占禁止法に関する研修において諸外国等で問題とされた事案を交えながら説明している。
- ・ 価格調査や価格設定に関するアルゴリズムを業務上利用しようとする際には、コンプライアンス所管部署に事前に相談するよう呼び掛けている。
- ・ 価格調査や価格設定に関するアルゴリズムの問題等、独占禁止法に関する最近のトピックについては、独占禁止法コンプライアンスの担当者が公取委の公表資料等を参照して常にアップデートしている。

問9－2

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等について、(1)これらのコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、(2)これらのコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）に該当する可能性があります。特に、労務費に関しては、内閣官房及び公正取引委員会が昨年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しております。

上記に関して、貴社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の転嫁に関する優越的地位の濫用行為の未然防止・早期発見等の観点から、貴社の社内において、何らかの取組を実施していますか。実施している場合、取組の内容について具体的に記載してください（取引先との価格交渉を通じた価格転嫁そのものではなく、価格転嫁に向けたコンプライアンス態勢の整備・運用状況（社内の管理体制の整備・運用状況等）について回答してください。）。【1つ選択・必須回答】

- ① 実施していない。
- ② 実施している（取組の具体的な内容：_____）。

【記載例】

- ・「パートナーシップ構築宣言」について、宣言が形骸化してしまわないよう、項目ごとの実施状況と今後の課題を定期的に確認・整理し、記録として保管・管理している。
- ・価格転嫁を含む取引適正化を推進するための専門部署を設置した。
- ・全取引先との交渉記録を残すこと、取引価格を据え置いた場合、取引先に対し、据え置いた理由を含めてメール又は文書で正式回答することを本社から価格協議担当部門に指示した上で、交渉記録の内容について、本社が定期的に確認している。

問 9－3

貴社は、カルテル・談合（不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当する行為）以外の企業が主体となる独占禁止法違反行為（私的独占（同条第5項）や不公正な取引方法（同条第9項各号）に該当する行為で、問9－2でお尋ねした価格転嫁に関する優越的地位の濫用行為を除きます。）の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。実施している場合、取組の内容について具体的に記載してください（本調査票において既に取り上げられている取組（経営トップのメッセージや社内研修等）のほか、それ以外に実施している取組があれば、積極的に記載してください。）。【1つ選択・必須回答】

① 実施していない。

② 実施している（取組の具体的な内容：_____）。

【記載例】

- ・販売価格・条件について、不当廉売や差別対価、排他・拘束条件付取引、抱き合わせ販売、取引拒絶等の独占禁止法違反行為に該当する可能性がある場合には、必ず法務部門に相談するよう呼び掛けている。
- ・再販売価格の拘束行為の未然防止の観点から、希望小売価格等を流通業者に通知する場合には、非拘束的な用語を用いるとともに、通知文書等において、希望小売価格等はあくまでも参考であること、流通業者の販売価格はそれぞれの流通業者が自主的に決めるべきものであることを明示するようにしている。
- ・優越的地位の濫用行為の未然防止の観点から、取引の対象となる商品又は役務の具体的内容や品質に係る評価の基準、納期、代金の額、支払期日、支払方法等を契約書等の書面で明確にするようにしている。

問 9－4

公正取引委員会における今後の独占禁止法コンプライアンスに関する施策（独占禁止法コンプライアンスガイドのアップデートを含みます。）に関して御意見・御要望があれば記載してください。【自由記載】

【記載例】

- ・独占禁止法コンプライアンスに関する社内規程・マニュアル等のひな形が欲しい。
- ・独占禁止法に関する社内研修の教材として使えるような資料が欲しい。
- ・独占禁止法コンプライアンスガイドの中の〇〇に関する記載を充実させてほしい。

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

【問 8－4 の記載例】

項目名	記載例
経営トップのコミットメントとイニシアティブ	・ 経営トップのメッセージ動画を撮影し、社内イントラネットにおいて全役職員向けに配信したところ、経営トップの本気度が役職員にも伝わった。
自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	・ リスク評価の際には、役職員向けのアンケートやヒアリングを活用することで、現場が直面しているリスクを適切に把握することができている。
独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	・ 役職員全員から「談合を行わない。談合に関与しない。」旨の行動規範に関する誓約書を毎年定期的に徴求することで、役職員が談合に関与しないよう注意して業務に取り組むようになった。 ・ 独占禁止法コンプライアンス基本規程を策定することで、独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像を把握することができ、各取組の進捗状況等を体系的に把握・管理することができている。 ・ 自社の業務の特性に鑑みて注意すべき点を重点的に説明する内容のマニュアルとしたこと等により、独占禁止法に対する営業部門の理解が深まった。
組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	・ 独占禁止法コンプライアンスの専任部署を設置して専任職員を配置し、独占禁止法関連の情報収集や相談対応業務、営業活動のチェック等を行っている。
企業グループとしての一体的な取組	・ 本社の競争法遵守プログラムを「幹」としてグローバルに展開し、海外子会社がそれを現地の競争法等に合わせてカスタマイズすることで、グローバルに競争法遵守の重要性等に関する共通理解を形成することができている。
競争事業者との接触に関する社内ルール of 整備・運用	・ 外出先等で思いがけず競争事業者との接触の機会が生じた場合に備え、会社貸与のスマートフォンからいつでも競争事業者との接触に係る事前申請を行うことができるようにしたところ、申請件数が増加した。
独占禁止法に関する社内研修の実施	・ 講義方式の研修では受講する社員が漫然と聞き流してしまうため、具体的な事例を題材にしたグループ討議方式を取り入れ、自ら深く考えさせるようにした結果、受講者の理解が深まった。
独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	・ 法務・コンプライアンス部門の従業員を一定期間営業部門に配属し、実際の営業活動に係る実務を習得させることで、法務・コンプライアンス部門への帰任後に実務に即した相談対応ができるようにしている。
独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	・ 昇進や処遇といった人事評価において、独占禁止法コンプライアンスの状況を考慮するなど法令遵守への積極的なインセンティブを与えることとしたところ、社員の意識向上につながった。
独占禁止法に関する監査の実施	・ 競争事業者との接触に関連するメールを自動的に検出するAIを用いて役職員のメールを日常的にモニタリングするようにしたところ、役職員が慎重に業務を進めるようになった。
内部通報制度の整備・運用	・ 営業担当者に貸与している営業活動用のタブレットのシステム内に内部通報窓口を設置した結果、役職員が日々の営業活動の中で見聞きした独占禁止法違反行為に関する通報件数が増加した。
独占禁止法に関する社内リエンシー制度の導入	・ 独占禁止法違反行為の関与者から通報があった場合、最初に通報を行った者に対しては懲戒処分を免除することにしたところ、違反行為に関与した旨の自主的な申告がなされるようになった。
独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	・ 社内調査の際にAIを活用して独占禁止法違反行為との関連性が高いデータ（メール等）を自動的に抽出することで、効率的に調査を進めることができた。
プログラムの定期的な評価とアップデート	・ 監査において独占禁止法コンプライアンスプログラムの遵守・運用状況を確認した上で、不備があれば被監査部署が必要な是正・改善を行うとともに、他の部署にも是正・改善策を水平展開することで、談合排除に向けたPDCAサイクルを回し続けることができている。

【問 8－5 の記載例】

項目名	記載例
経営トップのコミットメントとイニシアティブ	・経営トップが独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信しているものの、法務・コンプライアンス部門や内部監査部門の予算・人員が不足しており、実効的な取組ができない。
自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	・独占禁止法違反リスクの重要性を考慮して、全社的に一律に研修や監査等の取組を実施した結果、法務・コンプライアンス部門や内部監査部門の負担が過大なものとなっている。
独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	・行動規範を策定しているが、業界団体の行動規範の文言をそのまま流用しただけのものとなっており、自社の実情に即したものとなっていない。 ・独占禁止法コンプライアンスプログラムの実施に係る具体的な手続等は担当者が属人的に把握するのみで、文書化されておらず、担当者が異動してしまうと同様の取組を実施することが困難な状況にある。 ・独占禁止法コンプライアンスマニュアルを作成しているが、カルテルや入札談合の問題にフォーカスした内容となっており、購買部門におけるリスク（優越的地位の濫用等）には対応できていない。
組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	・独占禁止法以外の分野に関するコンプライアンスの方が優先されており、予算も不足しているため、独占禁止法コンプライアンスの推進のための適切な人材が確保できず、外部専門家を起用することもできない。
企業グループとしての一体的な取組	・本社の独占禁止法コンプライアンスプログラムをそのまま海外子会社にも移植しようとしたが、現地固有の法制度や現地社員の意識・文化に馴染まなかった。
競争事業者との接触に関する社内ルール整備・運用	・競争事業者との接触の可否に関する基準が抽象的であり、また、許可権者も事業部門内の上司であるため、独占禁止法上問題となる接触がきちんと防止されているか分からない。
独占禁止法に関する社内研修の実施	・販売部門、購買部門、管理部門の社員を対象に一斉に研修を実施しているが、説明が概括的・総花的な内容にとどまっており、社員の意識・理解を効果的に向上させることができていない。
独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	・相談対応を行う部署のリソースが不足しているため、個別具体的な業務内容について法的助言を行う体制ではなく、法令や制度に関する一般的な照会への対応を行う体制にとどまってしまっている。
独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	・独占禁止法違反行為への関与については懲戒処分の対象になるものと考えているが、そのことが就業規則上明確になっておらず、違反行為への抑止力として機能していない。
独占禁止法に関する監査の実施	・グループ内の全拠点が監査の対象拠点とされており、かつ、チェック項目が膨大である一方で、内部監査部門のリソースが不足しているため、監査の質の低下が懸念される。
内部通報制度の整備・運用	・社内ではリソースが不足しているため、弁護士事務所や専門業者等の社外に通報窓口及び通報対応を委託したいと考えているが、予算が不足しているため、実現することができない。
独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入	・社内リニエンシー制度を整備・周知しているが、社員の中に社内リニエンシー制度を事後的に利用しさえすれば責任を問われないという意識が芽生えてしまわないか不安である。
独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	・有事の際の社内手続を明確に定めておらず、課徴金減免制度の利用方法等が社内ですでに共有されていなかったことから、有事対応マニュアルを作成するに至った。
プログラムの定期的な評価とアップデート	・自社の独占禁止法コンプライアンスプログラムを見直したいと考えているが、何をどのように見直せば良いか分からない。